

# 工学部 教職課程（教育職員免許状の取得）

## 1. 教職課程について

学校（小学校、中学校、高校など）の先生（教諭・講師など、教育職員）になるには、それにふさわしい教育職員免許状を取得し、加えて、教員採用試験に合格し採用されなければならない。この教育職員免許状を取得するための課程を「教職課程」と呼ぶ。

一般に大学は、教員養成を目的とする課程に限らず、多様な目的の課程において、その専門性に応じた教職課程をつくり、国の認定を受け、教員養成を行うことができる（開放制の原則）。

本学では、教職課程を認定された学科（専攻）に入学した学生が、以下のとおり、1年次春学期に当該教職課程の履修を登録し、指定された科目と単位数を修得、さらにその学士課程を修め、基礎資格を得ることで、当該の教育職員免許状授与資格を得ることができる。この授与資格をもとに、都道府県の教育委員会に申請して、その免許状が授与される。

免許状の取得は、教職に就くために必要な条件であるが、それだけでは教員になれない。教員になるためには、教員採用試験に合格し採用される必要がある。

そのため、教員を志す者は、広く教養科目を履修し、教職課程の科目においても優秀な成績をあげるよう努力しなければならない。

## 2. 取得可能な免許状について

学 科	免許状の種類
機 械 工 学 科	高等学校教諭一種免許状（工業）
都 市 建 設 工 学 科	高等学校教諭一種免許状（工業）
建 築 学 科	高等学校教諭一種免許状（工業）
応 用 化 学 科	高等学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（工業）
情 報 工 学 科	高等学校教諭一種免許状（情報） 高等学校教諭一種免許状（工業）
電気電子システム工学科	高等学校教諭一種免許状（工業）

## 3. 免許状取得のための基礎資格と法定必要単位数について

免許状を取得するためには、教育職員免許法で定められた「基礎資格」と、同法施行規則に定められた科目についての単位を修得する必要がある。

	基礎資格	教科及び教科の指導法に関する科目	「教育の基礎的理解に関する科目」等	大学が独自に設定する科目	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
高校	学士の学位を有すること	24単位以上	23単位以上	12単位以上	8単位以上

## 4. 工学部において免許状取得に必要な最低修得単位数について

本学では「大学が独自に設定する科目」の開設がないため、前表に記載している「大学が独自に設定する科目」の単位数は、「教科及び教科の指導法に関する科目」「『教育の基礎的理解に関する科目』等」の必要単位数を超えて修得した単位数をもって充てるものとする。

免許種	対象学科	基礎資格	必要な科目および単位数		
			専門科目	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	
免許状 (工業) 高等学校教諭一種	機械工学科 都市建設工学科 建築学科 応用化学学科 情報工学科	学士	教科及び教科の指導法に関する科目 24単位以上	合計 59単位以上	日本国憲法 2単位以上 体育 2単位以上 外国語コミュニケーション 2単位以上 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位以上
			「教育の基礎的理解に関する科目」等 23単位以上		
免許状 (工業) 高等学校教諭一種	電気電子システム工学科	学士	教科及び教科の指導法に関する科目 28単位以上	合計 59単位以上	日本国憲法 2単位以上 体育 2単位以上 外国語コミュニケーション 2単位以上 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位以上
			「教育の基礎的理解に関する科目」等 23単位以上		
免許状 (理科) 高等学校教諭一種	応用化学科	学士	教科及び教科の指導法に関する科目 24単位以上	合計 59単位以上	日本国憲法 2単位以上 体育 2単位以上 外国語コミュニケーション 2単位以上 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位以上
			「教育の基礎的理解に関する科目」等 23単位以上		
免許状 (情報) 高等学校教諭一種	情報工学科	学士	教科及び教科の指導法に関する科目 24単位以上	合計 59単位以上	日本国憲法 2単位以上 体育 2単位以上 外国語コミュニケーション 2単位以上 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 2単位以上
			「教育の基礎的理解に関する科目」等 23単位以上		

## 5. 教職課程の履修について

教職課程の履修は、1年次春学期に「教職課程履修の登録」、進級時に「教職課程履修の継続」を申請し、認められることによって可能になる。教職課程の履修に求められる条件等や履修上の注意事項の主なものを下にあげる。

(1) 教職課程履修の登録には、次の条件をすべて満たしている必要がある。

- ① 教師になる意志があること。
- ② 1年次5～6月の教職課程履修登録説明会に出席していること。
- ③ 期日までに教職課程受講料（登録費）10,000円を納め、教職課程の履修登録手続を完了していること。

登録は1年次春学期のこの機会に限る。登録説明会については、掲示板等に公示する。

(2) 進級時、教職課程履修の継続には、次の条件をすべて満たしている必要がある。

- ① 教師になる意志があること。
- ② 各学科が定める履修継続条件（通算GPA等。教職課程履修登録説明会で配布）。
- ③ 教職課程ガイダンスや事前指導にすべて出席していること。
- ④ 期日までに教職課程履修継続申請書を提出していること。

(3) 4年次に教育実習を履修する者は、次の要件をすべて満たしている必要がある。

- ① 卒業見込みが確実であること。
- ② 原則として、3年次終了までに、履修すべき「『教育の基礎的理解に関する科目』等」および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の必修科目をすべて修得していること。

(4) その他、次の事項について、注意して履修すること。

- ① 『『教育の基礎的理解に関する科目』等』「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、および「教科に関する専門的事項」の内「職業指導（工業）」「職業指導（農業）」「職業指導（商業）」「情報と職業」は、「卒業に必要な単位数」および「履修単位数の上限」に算入されない。
- ② 上記以外の「教科に関する専門的事項」および「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」は、「卒業に必要な単位数」および「履修単位数の上限」に算入される。

●現代教育学部の科目について

現代教育学部の教職課程で開設されている科目は、現代教育学部で取得可能な幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭・中学校教諭（理科・国語・数学）の教育職員免許状取得のために開設されている科目である。所属学部で取得可能な教育職員免許状取得のための科目として単位を認めることはできない。

必ず、所属学部で開設されている科目を履修すること。

6. 必要単位数の詳細について

<教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目>

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開設授業科目等			
科目	単位数	授業科目	単位数	教職課程必修科目	備考
日本国憲法	2	日本の憲法	2	○	
体育	2	健康科学 スポーツ A スポーツ B スポーツ C	1 1 1 1	○	
外国語コミュニケーション	2	英語スキル I 英語スキル II 英語スキル III 英語スキル IV ドイツ語入門 I ドイツ語入門 II フランス語入門 I フランス語入門 II 中国語入門 I 中国語入門 II スペイン語入門 I スペイン語入門 II ポルトガル語入門 I ポルトガル語入門 II 韓国語入門 I 韓国語入門 II	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		同一言語の科目を2単位修得すること
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報スキル入門 情報スキル活用	2 2		
合計	8	最低修得単位数	8		

工学部

< 「教育の基礎的理解に関する科目」等 >

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等											
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数 高 校	授 業 科 目	単位数 高 校	教職課程必修科目	毎週授業時間割								備考
						I		II		III		IV		
						1	2	3	4	5	6	7	8	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論	2	○			2						
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職概論	2	○	2								
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学	2	○					2				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学校教育社会論	2	○	2								
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		学習・発達論	1	○			1						
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	1	○					1				
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程総論	2	○			2						
道徳、総合的な学習の時間等の指導方法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	8	総合的な学習の時間の指導法	1	○					1				
	特別活動の指導法		特別活動論	1	○					1				
	教育の方法及び技術		教育方法論（情報通信技術の活用を含む）	2	○			2						
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法													
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導	2	○			2						
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法													
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法													学校教育相談
教育実践に関する科目	教育実習	3	教育実習 A	3	○									※ 1
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2	○								2	
合 計		23	最低修得単位数	25										

※ 1 「教育実習 A」は、4 年次集中。

● 「『教育の基礎的理解に関する科目』等」は、「卒業に必要な単位数」および「履修単位数の上限」に算入されない。

工学部

<「職業指導」「情報と職業」および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の詳細について>

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等																
科目	各科目に含めることが必要な事項		単位数	授 業 科 目	単位数	教職課程必修科目	毎週授業時間割								備考				
			高 校		高 校		I		II		III		IV						
					1		2	3	4	5	6	7	8						
教科及び教科の指導法に関する科目	専 門 的 事 項 教 科 に 関 する	職業指導		職業指導（工業）	2	○							2						
		情報と職業		情報と職業	2	○					2								
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		4	工業科教育法Ⅰ	2	○					2								
				工業科教育法Ⅱ	2	○						2							
				理科教育法Ⅰ	2	○						2							
				理科教育法Ⅱ	2	○							2						
				情報科教育法Ⅰ	2	○							2						
情報科教育法Ⅱ	2	○								2									

※ 各教科の指導法は取得しようとする免許状の教科ごとに履修すること。

- 「職業指導」「情報と職業」および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」は「卒業に必要な単位数」および「履修単位数の上限」に算入されない。

<教科及び教科の指導法に関する科目>

機械工学科「工業」

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等		
科目	各科目に含めること が必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	義 務 修 得 単 位
		高校		高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	工業の関係科目	20	工業力学	3	○
			材料力学A	2	
			材料力学A演習	1	
			材料力学B	2	
			材料力学C	2	
			機械力学A	2	
			機械力学B	2	
			制御工学A	2	
			制御工学B	2	
			熱力学A	2	
			熱力学B	2	
			伝熱工学	2	
			エネルギー変換	2	
			水力学A	2	
			水力学B	2	
			機械材料学A	2	
			機械材料学B	2	
			機械材料学C	2	
			生産加工学A	2	
			生産加工学B	2	
			生産加工学C	2	
			電子計算機応用	2	
			機械製図A	1	
			機械製図B	1	
			機構学	2	
			機械設計A	2	
			機械設計B	2	
			CAD/CAM	1	
			機械工学実習A	2	
	機械工学実習B	2			
機械創成実習	2				
機械工学実験A	2				
機械工学実験B	2				
航空宇宙工学	2				
工作機械	2				
総合工学概論	2				
職業指導		職業指導(工業)	2	○	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4	工業科教育法Ⅰ	2	○	
		工業科教育法Ⅱ	2	○	
合 計	24	最低修得単位数	24		

※ 「職業指導」および「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の開講期等の詳細についてはP. 88を参照。

● 授業科目の下線は一般的包括的な科目を指す。

都市建設工学科「工業」

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等		
科目	各科目に含めること が必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	義 務 修 得 単 位
		高校		高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	工業の関係科目	20	建設基礎数学	2	○
			建設応用数学	2	
			基本製図	1	
			測量学講義・実習Ⅰ	3	
			測量学講義・実習Ⅱ	3	
			建設材料実験	2	
			構造力学Ⅰ	2	
			構造力学Ⅰ演習	1	
			構造力学Ⅱ	2	
			鋼・コンクリート構造設計学	2	
			建設材料学	2	
			コンクリート工学Ⅰ	2	
			コンクリート工学Ⅱ	2	
			コンクリート工学演習	1	
			水理学Ⅰ	2	
			水理学Ⅱ	2	
			水理学Ⅰ演習	1	
			河川工学	2	
			海岸工学	2	
			水道工学	2	
			土の力学Ⅰ	2	
			土の力学Ⅱ	2	
			土の力学実験演習Ⅰ	2	
			土の力学実験演習Ⅱ	2	
			地盤工学	2	
			地盤設計学	2	
			都市と環境	2	
			社会システム計画	2	
			交通システム学	2	
	都市計画	2			
建設環境工学	2				
都市防災工学	2				
まちづくり工学	2				
都市情報化実習	1				
施工法	2				
部門創成A	2				
部門創成B	2				
建築学概論	2				
建設技術英語	1				
特別講義	2				
総合講義	2				
維持管理工学	2				
建設創成工学	2				
総合工学概論	2				
職業指導		職業指導(工業)	2	○	
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4	工業科教育法Ⅰ	2	○	
		工業科教育法Ⅱ	2	○	
合 計	24	最低修得単位数	24		

※ 「職業指導」および「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の開講期等の詳細についてはP. 88を参照。

● 授業科目の下線は一般的包括的な科目を指す。

建築学科「工業」

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等		
科目	各科目に含めること が必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	義 務 修 得 単 位
		高校		高校	
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	工業の関係科目	20	建築計画A	2	○
			建築計画B	2	
			建築計画C	2	
			都市計画	2	
			地域住宅計画	2	
			建築・都市計画演習	2	
			構造力学Ⅰ	2	
			構造力学Ⅱ	2	
			構造力学Ⅲ	2	
			構造設計A	2	
			構造設計B	2	
			構造力学演習	1	
			構造計画演習	2	
			建築構法Ⅰ	2	
			建築構法Ⅱ	2	
			建築生産概論	2	
			建築材料Ⅰ	2	
			建築材料Ⅱ	2	
			建築施工	2	
			建築材料演習	2	
			建築環境工学A	2	
			建築環境工学B	2	
			建築設備A	2	
			建築設備B	2	
			建築環境システム演習	2	
			基礎製図A	2	
			基礎製図B	2	
			建築CAD演習	1	
			建築デザイン基礎	2	
			建築デザインⅠ	2	
			建築デザインⅡ	2	
			建築デザインⅢ	2	
			建築デザインⅣ	2	
建築と社会A	2				
建築と社会B	2				
建築史A	2				
建築史B	2				
建築史C	2				
建築法規	2				
建築防災	2				
建築工学演習	2				
総合工学概論	2				
職業指導		職業指導（工業）	2	○	
各教科の指導法（情報 通信技術の活用を含 む。）	4	工業科教育法Ⅰ	2	○	
		工業科教育法Ⅱ	2	○	
合 計	24	最低修得単位数	24		

※ 「職業指導」および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の開講期等の詳細についてはP. 88を参照。

● 授業科目の下線は一般的包括的な科目を指す。

応用化学科「工業」

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等					
科目	各科目に含めること が必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	義 務 修 得 単 位			
		高校		高校				
教科 及 び 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	工業の関係科目	20	基礎化学工学	2	○			
			理論有機化学	2				
			機器分析化学A	2				
			機器分析化学B	2				
			物理化学A	2				
			物理化学B	2				
			物理化学演習	1				
			物性化学	2				
			無機化学B	2				
			無機材料化学	2				
			無機プロセス化学	2				
			先端マテリアル工学	2				
			高分子化学	2				
			生物有機化学	2				
			有機材料化学	2				
			有機化学B	2				
			有機化学C	2				
			化学工学A	2				
			化学工学B	2				
			環境化学概論	2				
			化学工学演習	1				
			環境化学工学	2				
			化学工学実験	1				
			物理化学実験A	1				
			物理化学実験B	1				
			有機合成化学実験	1				
			材料化学実験	1				
			総合工学概論	2				
			職業指導			職業指導（工業）	2	○
			各教科の指導法（情報 通信技術の活用を含 む。）	4		工業科教育法Ⅰ	2	○
						工業科教育法Ⅱ	2	○
			合 計	24		最低修得単位数	24	

※ 「職業指導」および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の開講期等の詳細についてはP. 88を参照。

● 授業科目の下線は一般的包括的な科目を指す。

応用化学科「理科」

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	義 務 修 得 科 目
		高校		高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	物理学	20	物理概論	2	○
			基礎力学	2	
			基礎電磁気学	2	
			熱学	2	
	化学		基礎分析化学	2	○
			基礎無機化学	2	○
			基礎有機化学	2	○
			基礎物理化学	2	○
			分析化学	2	
			無機化学A	2	
			無機化学演習	1	
			有機化学A	2	
有機化学演習	1				
生物学	生物概論	2	○		
	バイオテクノロジー	2			
地学	地学概論	2	○		
「物理学実験(コンピュータ活用を含む)、化学実験(コンピュータ活用を含む)、生物学実験(コンピュータ活用を含む)、地学実験(コンピュータ活用を含む)」	基礎化学実験	2	○		
	応用化学分析実験	2			
	無機化学実験A	1			
	無機化学実験B	1			
	有機化学実験A	1			
	有機化学実験B	1			
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4	理科教育法Ⅰ	2	○	
		理科教育法Ⅱ	2	○	
合 計		24	最低修得単位数	24	

※ 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の開講期等の詳細についてはP. 88を参照。

● 授業科目の下線は一般的包括的な科目を指す。

情報工学科「工業」

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等		
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	義 務 修 得 科 目
		高校		高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	工業の関係科目	20	情報数学	2	
			情報セキュリティ	2	
			情報理論	2	
			計算論とプログラミング言語論	2	
			オペレーティングシステム	2	
			オブジェクト指向言語	3	
			数値解析	2	
			知能情報工学	2	
			基礎電気・電子回路	2	
			論理回路	2	
			システム制御工学	2	
			創成B	2	
創成C	2				
	情報処理演習	1			
	機械学習	2			
	総合工学概論	2	○		
	職業指導	2	○		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	4	工業科教育法Ⅰ	2	○	
		工業科教育法Ⅱ	2	○	
合 計		24	最低修得単位数	24	

※ 「職業指導」および「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の開講期等の詳細についてはP. 88を参照。

● 授業科目の下線は一般的包括的な科目を指す。



情報工学科「情報」

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等		
科目	各科目に含めること が必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	義 務 修 得 単 位
		高校		高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	情報社会・情報倫理	20	<u>企業情報システムと倫理</u>	2	○
			形式言語とオートマトン	2	
	コンパイラ		2		
	C言語応用		3	○	
	計算機アーキテクチャ		2	○	
	情報工学実験B		2		
	情報システム（実習を含む。）		オペレーションズリサーチ	2	
			ソフトウェア工学	2	○
			創成D	2	
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）		通信ネットワーク	2	○
			創成A	1	
			<u>情報技術者演習A</u>	1	○
			プログラム演習	1	
	マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。）		音声情報処理	2	
			画像情報処理	2	
<u>コンピュータグラフィックス</u>		2	○		
情報工学実験A		2			
<u>デジタル信号処理</u>		2	○		
情報と職業		<u>情報と職業</u>	2	○	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	情報科教育法Ⅰ	2	○	
		情報科教育法Ⅱ	2	○	
合 計		24	最低修得単位数	24	

※ 「情報と職業」および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の開講期等の詳細についてはP. 88を参照。  
● 授業科目の下線は一般的包括的な科目を指す。

電気電子システム工学科「工業」

教育職員免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開設授業科目等		
科目	各科目に含めること が必要な事項	単位数	授 業 科 目	単位数	義 務 修 得 単 位
		高校		高校	
教科及び教科の指導法に関する科目	工業の関係科目	20	電気数学演習	1	
			電気磁気学Ⅰ	2	
			電気磁気学Ⅱ	2	○
			電気磁気学Ⅲ	3	○
			電気回路AⅠ	2	
			電気回路AⅡ	2	○
			電気回路演習Ⅰ	1	○
			電気回路演習Ⅱ	1	
			電気回路BⅠ	2	
			電気回路BⅡ	2	
			電子回路Ⅰ	2	○
			電子回路Ⅱ	2	
			電力工学	2	○
			電力応用システム	2	
			放電プラズマ・絶縁工学	2	
			新エネルギーシステム	2	
			電気法規及び施設管理	2	
			電気エネルギー変換機器Ⅰ	2	
			パワーエレクトロニクスA	2	
			パワーエレクトロニクスB	2	
			電気計測	2	○
			自動制御	2	
			電気設計及び製図	2	
			電気電子材料	2	○
			量子電子物理	2	
			半導体工学	2	
			電子デバイス工学	2	○
			プログラミングⅡ	2	
			ワイヤレス通信	2	
			通信法規	2	
			電気電子工学実験A	2	○
			電気電子システム創成A	1	
電気電子システム創成B	1				
電気電子技術英語	1				
総合工学概論	2	○			
職業指導		<u>職業指導（工業）</u>	2	○	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	4	工業科教育法Ⅰ	2	○	
		工業科教育法Ⅱ	2	○	
合 計		24	最低修得単位数	28	

※ 「職業指導」および「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」の開講期等の詳細についてはP. 88を参照。  
● 授業科目の下線は一般的包括的な科目を指す。